

# 満12歳以上60歳未満の基礎疾患のある方へ

## 新型コロナワクチン接種券優先送付の申請のご案内

**基礎疾患のある方**は、65歳以上の高齢者に次ぐ接種順位になり、優先して接種券を送付します。  
**接種券を送付するには、申請が必要となります。**

※満12歳以上：令和3年6月30日までに12歳となる方（7月1日以降12歳となる方については12歳到達以降に申請していただき、随時接種券を送付します。）

60歳未満：昭和37年4月2日以降に生まれた方

※60～64歳の方は基礎疾患のある方と同じ時期に接種券を送付する予定のため申請は不要です。

**申請期間：令和3年6月16日（水）～6月30日（水）まで**

※期間終了後も受付可能ですが、送付までにお時間をいただく場合があります。

**申請方法** ① 電子申請：市ホームページの電子申請システムから申請  
([https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=887](https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=887))

申請サイトの2次元コード▶



② 郵送：申請書に必要事項を記載し、下記〈提出先〉へ申請

申請書はホームページからダウンロード、並びに市役所健康政策課（第一本庁舎）、泉野・元町・駅西福祉健康センター及び各市民センターの窓口で配布しております。

〈提出先〉 〒920-8577（住所の記載不要） 金沢市健康政策課 接種券優先送付申請宛

### 基礎疾患の範囲

A. 令和3年度中に60歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- 1 慢性の呼吸器の病気
- 2 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- 6 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- 7 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- 13 睡眠時無呼吸症候群
- 14 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

B. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方  
(BMI＝体重（キログラム）÷身長（メートル）÷身長（メートル）)

**なお、具体的な予約や接種のスケジュールについては、接種券送付時（7月下旬予定）にご案内します。**

お問い合わせ 金沢市接種券優先送付お問合せ専用ダイヤル TEL：076-225-7080（申請はできません）